

福岡県公報

平成十九年四月二十五日
第二千六百七十号
増刊 ①

目次

規則

福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (自然環境課) …………… 一

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

則 (生活文化課) …………… 二

告示

福岡県情報公開条例第三十七条第一項の規定により知事が定める出

資法人(平成十三年七月福岡県告示第千二百二十号)の一部改正

(県民情報広報課) …………… 二

農業振興地域の区域の変更 (農業振興課) …………… 二

選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(地方課) …………… 五

規則

福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年四月二十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十三号

福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立自然公園条例施行規則(昭和三十九年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条、第八条及び第十条中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第十七条第十号中「第七十二条第一項」を「第一百五十九条第一項」に改め、同条第十八号及び第十九号を次のように改める。

十八 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

十九 削除

第十七条第二十七号の十一中「第六十九条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条中第二十七号の二十九を第二十七号の三十とし、第二十七号の十三から第二十七号の二十八までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号の十二の次に次の一号を加える。

二十七の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

第十七条中第三十二号を第三十三号とし、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施

するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更

すること(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日前三十日前までに、知事に提出されたものに

基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風致の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を、知事に通知する旨

第十七条の三第十五号中「第六十九条第一項」を「第九十九条第一項」に改める。
第十七条の八第二項第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
第二十号第十号中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、同条中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風景の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を、知事に通知する旨

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年四月二十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十四号

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則（平成十七年福岡県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考一中「独立行政法人国立博物館九州国立博物館」を「独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館」に改める。

別表第二の一備考一中「独立行政法人国立博物館九州国立博物館」を「独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館」に改め、同表二備考二及び三中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第三中

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、平成十九年六月二日から施行する。

告 示

福岡県告示第九百四号

福岡県情報公開条例第三十七条第一項の規定により知事が定める出資法人（平成十三年七月福岡県告示第千二百二十号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月二十五日

福岡県知事 麻生 渡

「財団法人福岡県労働福祉公社」を削る。

福岡県告示第九百五号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和四十七年十月福岡県告示第千九十八号）により指定した小郡農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第二項において準用する同法第六条第五項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農政部農業振興課及び福岡県朝倉農林事務所農政課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月二十五日

福岡県知事 麻生 渡

一 農業振興地域名

大型自動車	乗車定員が十一人以上二十九人以下のもの
中型自動車	その他のもの
大型自動車	

に

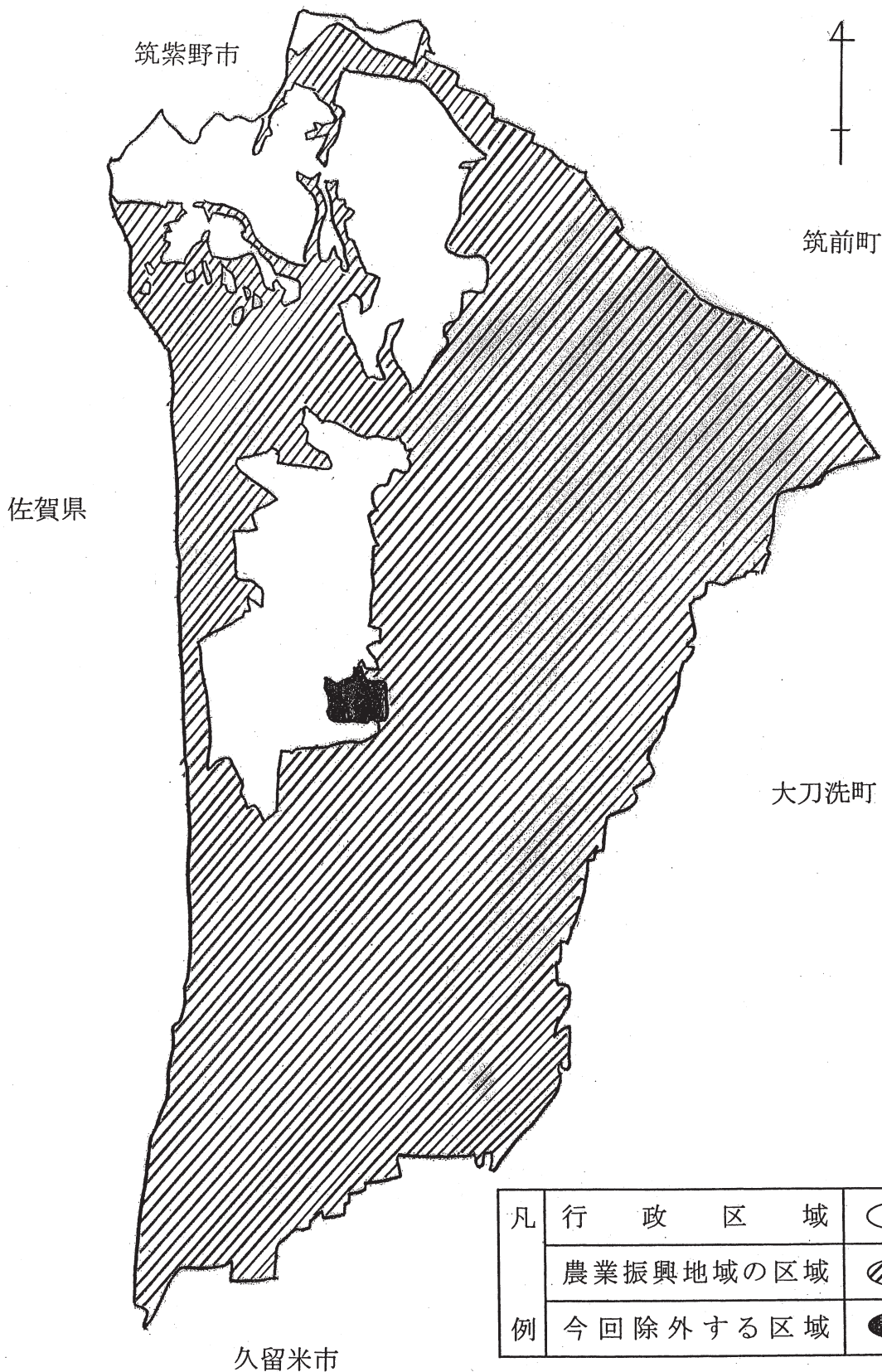
を

小郡地域

二 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

小郡農業振興地域の区域を表示した図面 (小郡市)



選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十五号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月四日福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月二十五日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

一 病院（八幡西区）の項中

医療法人東筑病院	〃	〃	八枝一七二〇
特定医療法人東筑病院	〃	〃	八枝一七二〇

改め、一 病院 八女市の項中

公立八女総合病院	八女市大字高塚五四〇番地の二
医療法人筑水会筑水会病院	〃 大字吉田一一九一番地
柳病院	〃 大字吉田九一〇
医療法人社団慶仁会川崎病院	〃 大字津江五三八番地
八媛病院	〃 大字本一四八六番地
医療法人柳育会八女リハビリ病院	〃 大字吉田二二二〇番地の一
医療法人柳育会老人保健施設グリーンビュー希望ヶ丘	〃 大字吉田二二二二―二
医療法人社団慶仁会老人保健施設ビハラ光風	〃 大字津江五一三番地の一

公立八女総合病院	八女市高塚五四〇番地二
医療法人筑水会筑水会病院	〃 吉田一一九一番地
柳病院	〃 吉田九一〇
医療法人社団慶仁会川崎病院	〃 津江五三八番地

を

に

を

八媛病院

医療法人柳育会八女リハビリ病院	〃 本一四八六番地
医療法人柳育会老人保健施設グリーンビュー希望ヶ丘	〃 吉田二二二〇番地一
医療法人柳育会老人保健施設グリーンビュー希望ヶ丘	〃 吉田二二二二―二
医療法人社団慶仁会老人保健施設ビハラ光風	〃 津江五一三番地一

に

改め、一 病院 嘉麻市の項中

筑前山田赤十字病院	嘉麻市上山田二二三七番地
嘉麻赤十字病院	嘉麻市上山田二二三七番地

に

を

改め、一 病院 山門郡及び三池郡の項を削り、一 病院 朝倉市の項の次に次のように加える。

「みやま市

名称	所在地
医療法人幸明会新船小屋病院	みやま市瀬高町長田一六〇四
介護老人保健施設こうわか苑	〃 〃 大江一六八七番地二
ヨコクラ病院	〃 高田町濃施三九四番地
老人保健施設アルテンハイムヨコクラ	〃 〃 濃施四〇九番地

二 老人ホームの項中

特別養護老人ホーム八女の里	八女市大字柳島字穴の迫八六三番地
特別養護老人ホーム芳樹園	筑後市大字鶴田五五五番地

を

特別養護老人ホーム八女の里	八女市柳島八六三番地
特別養護老人ホーム光陽の郷	〃 上陽町北川内二八一八番地一

に

改め、

特別養護老人ホーム芳樹園	筑後市大字鶴田五五五番地
特別養護老人ホームいしずえ荘	入地字治部の下二二六二一
社会福祉法人同朋会特別養護老人ホーム同行園	糟屋郡宇美町大字宇美字吉ノ浦一九四六

を

特別養護老人ホームいしずえ荘	入地字治部の下二二六二一
養護老人ホーム楠寿園	みやま市瀬高町長田三一四四
社会福祉法人朋寿会特別養護老人ホーム富寿園	松田四八一
親和園	長田二八五〇
特別養護老人ホーム竹里館	山川町原町八三番地一
特別養護老人ホーム常照苑	高田町上楠田一二三七番地
社会福祉法人同朋会特別養護老人ホーム同行園	糟屋郡宇美町大字宇美字吉ノ浦一九四六

に

改め、

社会福祉法人黒木福祉会特別養護老人ホーム桜の里	大字木屋二八三〇番地
特別養護老人ホーム光陽の郷	上陽町大字北川内二八一八番地の一
特別養護老人ホーム星寿園	星野村一〇、七七六番地

を

改め、

社会福祉法人黒木福祉会特別養護老人ホーム桜の里	大字木屋二八三〇番地
特別養護老人ホーム星寿園	星野村一〇、七七六番地

に

社会福祉法人立花福祉会特別養護老人ホーム梅花園	立花町大字下辺春五四六〇番地
養護老人ホーム楠寿園	山門郡瀬高町大字長田三一四四
社会福祉法人朋寿会特別養護老人ホーム富寿園	大字松田四八一
親和園	大字長田二八五〇
特別養護老人ホーム竹里館	山川町大字原町八三番地一
特別養護老人ホーム常照苑	三池郡高田町大字上楠田一二三七番地
特別養護老人ホーム望岳園	田川郡香春町大字鏡山四三三

を

社会福祉法人立花福祉会特別養護老人ホーム梅花園	立花町大字下辺春五四六〇番地
特別養護老人ホーム望岳園	田川郡香春町大字鏡山四三三

に

改め、三 身体障害者更生援護施設の項中、「三 身体障害者更生援護施設」を、「三 身体障害者支援施設」に改め、

身体障害者療養施設三愛園	嘉麻市牛隈残田二四四三番地六
社会福祉法人福岡コロニー身体障害者入所授産施設福岡コロニー	糟屋郡新宮町緑ヶ浜一一一一

を

身体障害者療養施設三愛園	嘉麻市牛隈残田二四四三番地六
身体障害者療養施設慈久園	みやま市瀬高町松田四四一
社会福祉法人福岡コロニー身体障害者入所授産施設福岡コロニー	糟屋郡新宮町緑ヶ浜一一一一

に

改め、

社会福祉法人菊池園	朝倉郡筑前町山隈一六〇七番地一一
身体障害者療養施設慈久園	山門郡瀬高町大字松田四四一

を

改める。

重度身体障害者授産施設小富士園	社会福祉法人菊池園	重度身体障害者授産施設小富士園
糸島郡志摩町大字東貝塚七七の二	朝倉郡筑前町山隈一六〇七番地一一	糸島郡志摩町大字東貝塚七七の二

に

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）